

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年4月の保健所設置後、自殺対策基本法に基づく自殺対策の取組を進めてきました。平成21年度には、行政関係者、学識経験者、地域の関係機関や団体が連携して自殺対策に取り組むため「久留米市自殺対策連絡協議会」を設置しました。

また、平成28年4月に改正された自殺対策基本法において、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。本市でも久留米市自殺対策計画を策定し、市を挙げて総合的な自殺対策に取り組んできました。

こうした取り組みもあって、自殺者数は一時減少してきましたが、令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響等から増加に転じ、現時点では計画目標のほとんどが未達成の状況となっております。

このような中、現行の計画が令和5年度までであることから、自殺対策基本法や国の自殺総合対策大綱、本市における自殺の現状や課題を踏まえ、全庁はもとより全市が一体となり更なる自殺対策の推進を図るため、第2期計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない久留米市の実現を目指します。

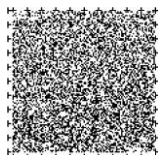
2 計画期間

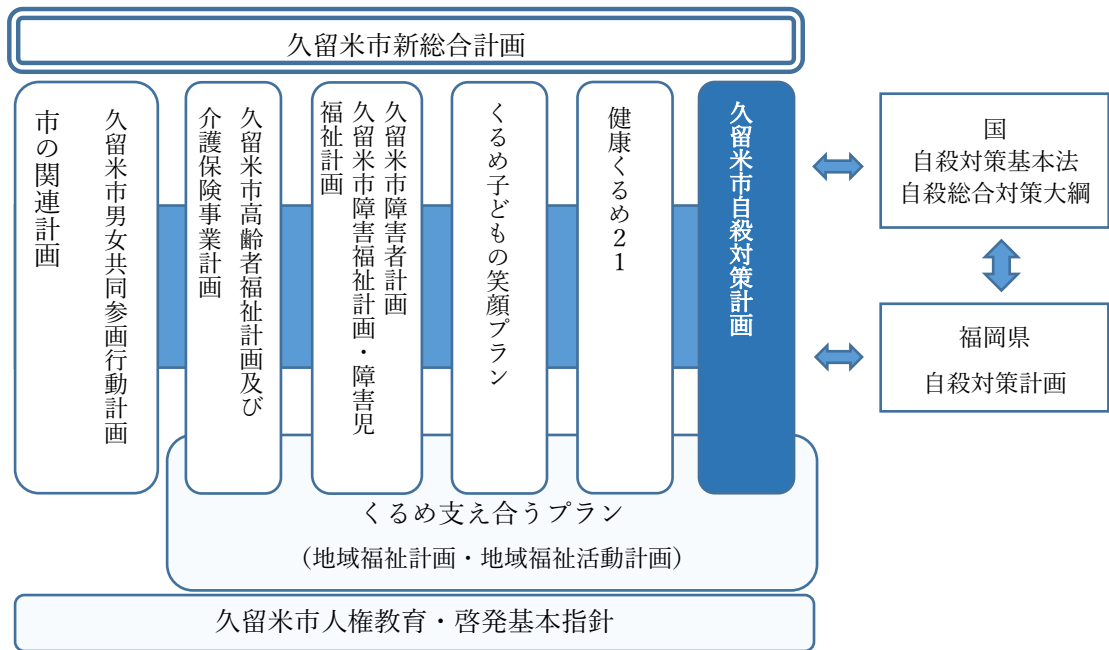
本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中においても社会情勢の変化、施策の推進状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

3 計画の位置づけ

- 自殺対策基本法第13条第2項の規定に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。
- 「久留米市新総合計画第4次基本計画」（令和2年度～令和7年度）の目指す都市像の一つである「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」の実現に向け、久留米市地域福祉計画等、他の関連計画との整合性を図りつつ、市民との協働や人権尊重の視点を踏まえ策定します。





4 セーフコミュニティ※との関係

本市では、平成23年度にセーフコミュニティの取組開始を宣言して以降、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。

この取組の中では、「自殺・うつ予防」を重点取り組み項目に設定し、大学、医療関係者、民生委員、市民団体、警察、消防等からなる15名の委員で構成される「自殺予防対策委員会」を設置し、市民・地域団体との協働、関係機関との連携のもと分野横断的な活動を進めています。

※セーフコミュニティ：WHO（世界保健機関）が推進する「けがや事故等は偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づいて、予防に重点をおき、地域社会全体で進める安全安心なまちづくりの取組やそれを行う地域のこと。本市は、平成25年に世界で329番目、国内で9番目、中核市や九州の自治体で初めてセーフコミュニティの国際認証を取得し、令和5年には、3回目の認証を取得。

5 SDGsとの関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。「誰も自殺に追い込まれることのない久留米市の実現を目指す」本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

